

区職員の給与等の状況

[問合せ]職員課給与担当 ☎5608-6248

区では毎年、区職員の給与等の状況をお知らせしています。区職員の給与は、特別区人事委員会の勧告に基づき、条例で定められています。

区では従来から、行財政改革における職員定数の見直しを進めており、令和3年度に策定した「墨田区行財政改革・行政情報化計画」に基づき、適正な職員の定数管理をすることとしています。

今後も、最小の経費で最大の効果を上げるよう、人件費をはじめとする内部経費の縮減と事務の効率化に努めていきます。

職員数

令和3年度当初から増減はなく、4年4月1日現在で1876人です。

部門別職員の状況(各年度とも4月1日現在)

単位(人)

区分 部門	職員数			4年度の職員数の増減状況			
	2年度	3年度	4年度	増	減	主な増減理由	
一般行政	議会	13 (0)	13 (0)	13 (0)	0	0	
	総務	390 (12)	387 (10)	377 (10)	9	19	オリンピック・パラリンピック室廃止による減
	税務	73 (2)	73 (2)	73 (0)	0	0	
	民生	686 (48)	673 (58)	679 (55)	14	8	児童相談業務に関する体制強化による増
	衛生	246 (10)	250 (12)	257 (8)	15	8	新保健施設等開設準備室の設置、感染症対策の強化による増
	労働	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0	0	
	商工	40 (0)	40 (0)	40 (0)	0	0	
	土木	211 (3)	212 (5)	214 (6)	11	9	まちづくり調整課の設置による増
	小計(A)	1660 (75)	1649 (87)	1654 (79)	49	44	
	特別行政	教育(B)	118 (15)	119 (9)	113 (9)	2	8
普通会計の職員数の合計(C)(C=A+B)		1778 (90)	1768 (96)	1767 (88)	51	52	
公営企業等国民健康保険等会計の職員数(D)		64 (0)	64 (0)	64 (1)	0	0	
介護保険		44 (1)	44 (1)	45 (1)	1	0	任期付職員の採用による増
合計(C+D)		1886 (91)	1876 (97)	1876 (90)	52	52	

①職員数は、一般職の職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員(特別区人事・厚生事務組合等の5人を除く)などを含み、臨時的任用職員および会計年度任用職員を除いています。職員数の()内は、再任用短時間勤務職員であり、人数には含まれていません。

一般行政職の級別職員数の状況(4年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長・主査	主任	係員	
職員数	19人(3人)	50人(4人)	90人(12人)	215人(10人)	452人(94人)	376人(2人)	1202人(125人)
構成比	1.6%(2.4%)	4.2%(3.2%)	7.5%(9.6%)	17.9%(8.0%)	37.6%(75.2%)	31.3%(1.6%)	100%(100%)
1年前	1.8%(1.6%)	3.6%(3.2%)	7.7%	18.1%(12.6%)	37.0%(81.1%)	31.7%(1.6%)	100%(100%)
5年前	1.9%	4.2%(0.9%)	4.9%	21.9%(13.4%)	37.9%(84.8%)	29.2%(0.9%)	100%(100%)

①職員数は、墨田区の給与条例に基づく給料表の級区分による一般行政職の数であり、福祉職、医療職などは含んでいません。なお、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

②()内は再任用職員であり、人数には含まれていません。

③構成比は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

④平成30年4月に人事制度が改正され、区分が従来の8段階から6段階へ変更となったため、5年前における5級は旧7級・旧6級の合計、1級は旧2級・旧1級の合計としています。

給与等の改定状況

職員の月例給は、公民較差0.24%を解消するため、初任給および若年層の給料月額を4年4月に遡って引き上げます。また、4年12月から特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を0.1月引き上げ、特別職(区長、副区長、教育長、常勤監査委員、議員)の期末手当の年間支給月数を0.08月引き上げます。

人件費の状況(3年度普通会計決算)

歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	2年度の人件費率
1394億5673万円	45億6033万円	190億7715万円	13.6%	12.4%

①人件費とは、職員に支給される給与・退職手当と、区長や議員など特別職に支給される給料・報酬のほか共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む経費の合計です。

②実質収支とは、歳入歳出引当額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質的な残額です。

③人件費率は、小数点以下第2位を切り捨てています。

職員の給与費の状況(4年度一般会計予算)

給料	給与費			職員数(B)	1人あたりの給与費(A/B)
	職員手当	期末・勤勉手当	計(A)		
63億1870万4000円 (4億2743万8000円)	23億4452万3000円 (1億1580万2000円)	30億1871万6000円 (1億620万3000円)	116億8194万3000円 (6億4944万3000円)	1684人(163人)	693万7020円(398万4312円)

①()内は再任用職員であり、人数・金額には含まれていません。また、会計年度任用職員も含まれていません。なお、「職員手当」の主なものは、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当などです。

②給与費には、退職手当と共済費を含んでいませんが、それを含めると1人あたり給与費は881万円(再任用職員は509万円)です。

③給与費は当初予算に計上された額です。なお、実質支給額は個人の条件によって異なりますが、10%~30%前後の法定控除(所得税、住民税、年金掛金、健康保険料等)を差し引いた額です。

④職員数は、一般職の職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員(特別区人事・厚生事務組合等)および、再任用職員などを除いています。

⑤1人あたりの給与費は、小数点以下第1位を切り捨てています。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(4年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
墨田区	30万7598円	41万4526円	40.8歳	29万6392円	39万1923円	54.2歳
都	31万6417円	45万3549円	42.3歳	28万8149円	38万8154円	50.4歳

①平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当を加えた額の1人あたりの平均支給額です。

特別職の報酬等(月額)の状況(4年4月1日現在)

給料	区長	副区長	報酬	議長	副議長	議員
	113万1000円	91万3000円		91万3000円	78万4000円	60万7000円

①期末手当支給月数は、6月期および12月期1.655月分、3月期0.25月分の計3.56月分です。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(4年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	26万8179円	31万8445円
	高校卒	21万7000円	24万4300円	31万4900円
技能労務職		23万8800円	-	-

①経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数です。

職員手当の状況(期末・勤勉手当)(4年4月1日現在)

区分	墨田区		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.05月分(0.6月分)	1.025月分(0.5月分)	1.2月分(0.725月分)	0.95月分(0.435月分)
12月期	1.1月分(0.65月分)	1.025月分(0.5月分)	1.2月分(0.725月分)	0.95月分(0.435月分)
3月期	0.25月分(0.1月分)	-(-)	-(-)	-(-)
合計	4.45月分(2.35月分)		4.3月分(2.32月分)	

①職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。また、()内は再任用職員の支給割合です。

職員手当の状況(地域手当)(4年4月1日現在)

地域手当	支給割合	4年度支給対象職員	1人あたり平均支給年額(3年度決算)
	20%	1803人	74万3275円

①国の支給割合は地域区分により0%~20%です。

職員手当の状況(特殊勤務手当)(3年度実績分)

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	支給対象職員1人あたり平均支給年額	手当の種類(手当数)
	9.3%	13万1934円	3

①支給額および支給人員の多い順に示すと、清掃業務従事手当、福祉現業手当、保健衛生業務手当となります。

職員手当の状況(時間外勤務手当)

時間外勤務手当	区分	支給総額	1人あたり平均支給年額
	3年度		4億2433万円
2年度		3億6561万円	21万2317円

職員手当の状況(扶養手当等)(4年4月1日現在)

種類	区分	区(23区共通)	国
扶養手当	配偶者	6000円	6500円
	子	9000円	1万円
	配偶者・子以外の扶養親族	6000円	6500円
	16歳~22歳の子	4000円加算	5000円加算
住居手当(賃貸住宅に居住する職員のみ支給)	満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員	2万7000円	支給限度額2万8000円
	満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員	1万7600円	
	上記以外の職員	8300円	
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者	運賃相当額(支給限度額月額5万5000円)	
	交通用具(自転車等)利用者	通勤距離に応じて支給	

①扶養手当、住居手当の金額は月額です。

②扶養手当は、扶養親族1人あたりの金額です。

③通勤手当は、6か月定期券の金額です。

昇給への勤務成績の反映状況

区分	合計	一般行政職	技能労務職	
4年度	勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数(A)	617人	442人	47人
	職員数(B)	1577人	1069人	118人
	比率(A/B)	39.1%	41.3%	39.8%
3年度	勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数(A)	650人	459人	49人
	職員数(B)	1599人	1094人	126人
	比率(A/B)	40.7%	42.0%	38.9%

①勤務成績の区分が「良好」の職員は4号、「特に良好」の職員は5号または4号、「極めて良好」の職員は7号または5号昇給します。

②合計には、一般行政職、技能労務職のほかに、福祉職、医療職などが含まれます。

一般行政職の初任給(月額)の状況(4年4月1日現在)

区分	区(23区共通)	国
大学卒	18万3700円	総合職=18万6700円 ▶一般職=18万2200円
高校卒	14万7100円	15万600円

退職手当の状況

区分	墨田区		国		
	普通退職	勸奨退職・定年退職	普通退職	勸奨退職・定年退職	
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) *国は2%~45%加算				
1人あたりの平均支給額	435万円	2177万円	-		

①退職手当の1人あたりの平均支給額は、3年度に退職した職員の平均額です。

区の人事行政の運営状況

【問合せ】職員課人事担当 ☎5608-6244

区では人事行政の公正性と透明性をさらに高めるため、区の人事行政全般について、運営等の状況を公表しています。

■ 職員の任免・職員数の状況

▶ 職員数(4年4月1日現在)

	部長級	課長級	係長級	主任級	係員	技能系	幼稚園教諭	常勤計	うち再任用
男	22人	48人	265人	242人	232人	115人	0人	924人	26人
女	1人	10人	165人	404人	333人	21人	18人	952人	47人
合計	23人	58人	430人	646人	565人	136人	18人	1876人	73人

▶ 職員採用数(3年4月2日～4年4月1日、都・他区からの転入も含む)

一般事務	福祉	保育士	土木技術	建築技術	保健衛生監視	食品衛生監視	医師	歯科衛生士	保健師	合計
41人	2人	19人	1人	3人	1人	2人	1人	2人	4人	76人

▶ 職員退職者数(3年4月1日～4年3月31日、都・他区への転出も含む)

死亡退職	定年退職	勸奨退職	普通退職	転出退職	合計
1人	45人	7人	13人	1人	67人

▶ 職員の昇任数(4年4月1日現在)

部長	課長	課長補佐	係長	主任	統括技能長	技能長	技能主任	園長	副園長	主任教諭	合計
2人	12人	18人	39人	54人	0人	2人	2人	0人	0人	0人	129人

▶ 職員の昇任選考の状況(3年度)

	管理職	課長補佐	係長	主任	統括技能長	技能長	技能主任	園長	副園長	主任教諭
有資格者	543人	74人	392人	265人	0人	58人	13人	0人	0人	0人
受験者	17人	45人	392人	177人	0人	8人	8人	0人	0人	0人
合格者	6人	18人	39人	54人	0人	2人	2人	0人	0人	0人

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

▶ 職員の正規の勤務時間(標準的な1日の勤務時間)

1週間の勤務時間は38時間45分です(午前8時半～午後5時15分)。

▶ 休暇

区の休暇の種類には、年次有給休暇、病欠休暇、公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇があります。令和3年における年次有給休暇の平均取得日数は、14.8日でした。

▶ 休業

区の休業の種類には、育児休業、大学院修学休業、配偶者同行休業、自己啓発等休業があります。また、育児休業の趣旨のもと、勤務時間の一部を休業できる「部分休業」および「育児短時間勤務」制度が認められています。

3年度における職員の休業状況は以下のとおりです。

育児休業	部分休業	育児短時間勤務	大学院修学休業	配偶者同行休業	自己啓発等休業
104人	51人	1人	0人	1人	1人

■ 職員の分限・懲戒処分の状況

▶ 職員の懲戒処分の状況(3年度)

懲戒処分とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、免職、停職、減給、戒告の4種類が定められています。

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	2人	2人

▶ 職員の内部公益通報の状況(3年度)

内部公益通報とは、職員がほかの職員の違法行為等を区長に通報し、公益の損失を防止する制度です。3年度の受理件数等は右表のとおりです。

受理件数	処理件数
0件	0件

■ 職員の福利・利益の保護の状況

▶ 厚生福利制度の体系

厚生福利制度	法定厚生福利制度	共済制度(東京都職員共済組合・公立学校共済組合)、公務災害補償制度、社会保険
	法定外厚生福利制度	厚生制度[衛生管理(健康診断等)、互助事業(特別区職員互助組合・墨田区職員互助会)、職員住宅、職員相談、その他(財形貯蓄等)]

②「法定厚生福利制度」は特別法により規定されるもので、「法定外厚生福利制度」は地方公務員法第42条等により規定されるものです。

▶ 公務災害・通勤災害補償の状況(3年度)

職員の公務上の災害、または通勤途上における災害の補償は、地方公務員災害補償法に基づき全国の地方公務員について統一的に実施されています。

区分	事由	認定件数	
公務災害	負傷	自己の職務遂行中の負傷	16件
	疾病	公務に起因して発症した疾病	0件
通勤災害	通勤途上における災害	8件	

▶ 職員住宅の状況(4年3月31日現在)

墨田区の職員住宅は、防災待機職員住宅として設置されており、入居者は発災時の初動連絡等に従事する臨時非常配備職員として位置付けられています。

住宅の名称	区分	室数	入居世帯数	月額使用料
防災待機職員住宅(業平)	世帯	4室	4世帯	5万円
	単身	16室	16世帯	3万円
防災待機職員住宅(借上)	世帯	4室	3世帯	4万7500円～6万円
	単身	17室	17世帯	3万2500円～4万円

▶ 職員健康管理の状況(3年度)

(1) 健康診断等

労働安全衛生法に基づく定期健康診断・ストレスチェックのほか、がん検診をはじめとする健康診断や予防接種を実施し、疾病や健康障害の早期発見・予防に努めています。3年度は18種類の健康診断等を実施し、受診者数は延べ8234人でした。

(2) 健康相談

職員の心身の疾病を予防するとともに健康の保持・増進を図るため、保健師や看護師による健康相談と、こころの悩みに対する臨床心理士によるメンタルヘルスカウンセリングなどを実施しています。3年度の相談件数は延べ1178件でした。

▶ 職員互助会の状況(3年度)

墨田区職員互助会は、職員の相互共済と福利厚生を増進するため、平成3年に区条例により設置された団体です。互助会の運営は、会員から徴収する会費と、区からの交付金で行っています。区からの交付金を原資とした主な事業は下記のとおりです。

区交付金額	主な事業	事業内容
2897万円	大会助成	区、都などが主催する各種大会の出場者への助成
	会員事業	会員を対象とした健康増進、自己啓発事業等の実施
	退職者事業	退職予定者の「生涯生活設計」を支援するセミナーの実施

▶ 職員貸与被服の状況(3年度)

被服の貸与は、損耗の激しい作業服等は定期貸与とし、それ以外の業務に必要な被服は破損時貸与としています。

3年度は、建築・土木系職員、清掃職員、保育士、栄養士などを中心に、作業服348着、防寒衣50着、雨衣124着、業務服102着、保育業務服98着、白衣30着のほか、作業靴73足、ゴム長靴17足を貸与しました。

■ 職員研修の状況(3年度)

実施機関	種別	研修名	講座数	延べ受講者数
墨田区	職層	新任職員研修	4	269人
		一般職員研修	15	773人
		管理監督者(部課長・係長)研修	11	469人
	実務	eラーニング(文書・契約・会計等)	5	557人
		eラーニング以外(接遇・メンター等)	8	299人
	職場	各主管課で実施した研修	140	3308人
特別区	職層	新任職員研修	4	0人
		管理監督者(部課長・係長)研修	5	57人
		清掃職員研修	9	11人
	専門	戸籍・税務・福祉・保健・まちづくり・児童相談所関連	65	83人
その他	ステップアップ、自治体経営、サポート、連携講座	15	51人	
5ブロック	5ブロック研修	5ブロック(葛飾区・足立区・江戸川区・江東区・墨田区)合同研修	0	0人(中止)
上記以外	派遣研修	防火防災管理者講習会・児童福祉司等	49	82人

■ 特別区人事委員会の業務状況(概要)

▶ 職員の採用試験等の状況

3年度の採用試験等は、I類(一般方式)[事務、土木造園、建築、機械、電気、福祉、心理、衛生監視、保健師]、I類(土木・建築新方式)[土木造園(土木)、建築]、III類(事務)、障害者を対象とする採用選考(事務)、経験者1級職[事務、土木造園(土木)、建築、機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理]、経験者2級職(主任)[事務、土木造園(土木)、建築、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理]、経験者3級職(係長級)[児童福祉、児童指導、児童心理]、就職氷河期世代を対象とする採用試験[事務]を実施しました。受験者の合計は1万7319人、合格者は3664人、倍率は約4.7倍でした。また、管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計(I類・II類の合計)で、受験者は539人、合格者は193人、倍率は約2.8倍でした。

▶ 勤務条件に関する措置の要求の状況(3年度・墨田区)

前年度からの継続事案数(A)	3年度要求事案数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
0件	0件	0件	0件

▶ 不利益処分に関する審査請求の状況

前年度からの継続事案数(A)	3年度請求事案数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
22件	0件	0件	22件

